

令和2年7月28日  
山梨県 農政部 食糧花き水産課  
課長 近藤 隆  
電話 055-223-1614 (内線 5300)

報道関係者各位

## 山中湖でのコイヘルペスウイルス（KHV）病の発生について

### 1 KHV病の確認

#### (1) 経緯

7月21日に山中湖漁業協同組合より、山中湖においてコイが4、5尾程度死亡しているとの連絡を受け、直ちに関係機関にまん延防止対策を要請するとともに、当該コイを山梨県水産技術センターで検査したところ7月24日にKHV病の疑陽性が確認されました。

山梨県は、国立研究開発法人水産研究・教育機構増養殖研究所（三重県）に確定診断を依頼し、7月28日に陽性と診断されました。

#### (2) まん延防止対策

- ・死亡魚は、関係機関が適正に処分しています（焼却または埋設処分）。
- ・関係機関には、コイの持ち出し禁止や放流の禁止について再度徹底するよう指示します。（山梨県内水面漁場管理委員会指示により、山梨県内において、採捕したコイを持ち出すこと、放流することを禁止しています。）
- ・なお、山中湖はブラックバスが下流域に流れ出ることを防ぐため、河口部に三重網が設置されていることから、感染魚の下流河川への流出の恐れはありません。

### 2 県民の皆様へ

- ・KHV病は約10年以上前から県内外の河川や湖で確認されているものですが、釣った鯉の持ち出しや放流については行わないようにお願いします。
- ・感染したコイに触れたり食べたりしても、人体への影響はありません。
- ・KHV病はマゴイ、ニシキゴイに特有の病気で、コイ以外の魚には感染しません。
- ・もし山中湖で死亡したコイを見つけたら、山中湖漁業協同組合までご連絡ください。